

Deloitte.

EITF Snapshot.

2014年6月

注:本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

ショーン・プリンス、エイドリアン・ミルズ、ボブ・ウール
デロイト&トウシュ LLP

今回の EITF Snapshot は、2014 年 6 月 12 日に開催された発生問題専門委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。

専門委員会の当初の合意(「公開のための合意<consensus-for-exposure>」)は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

FASB は、専門委員会による 2014 年 6 月の合意の承認について 2014 年 7 月初めに検討する予定である。この後、FASB による承認プロセスの結果を含む、専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される(専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約(会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる)もこれらのサイトで参照できる。

EITF 12-G 連結された担保資金調達事業体(collateralized financing entity)の金融資産および金融負債の測定

現状: 最終合意

対象: 担保資金調達事業体(CFE)を連結する事業体¹

背景: 米国 GAAP の下で、報告事業体は、担保債務事業体(collateralized debt obligation entities)および担保ローン証券事業体(collateralized loan obligation entities)などの、自身が関与する特定の CFE を連結することを要求される可能性がある。連結により、それらの報告事業体は当初に CFE の金融資産および金融負債(すなわち、受益持分)を公正価値で測定する。CFE の負債は CFE の資産に対してのみリコースを有しているにもかかわらず、場合によっては、CFE の金融資産の総公正価値がその金融負債の公正価値を超える(またはその逆となる)ことがある²。経済的にこの差異は CFE の負債の保有者に帰属可能であるとの他の人々による懸念にもかかわらず、一部の人は米国 GAAP がこの測定の差異は報告事業体の利益に含まれることを要求しているものと解釈している。かかる懸念はこの差異についての報告事業体の会計処理に関連する実務に多様性をもたらしている。

2014 年 3 月、専門委員会は、2013 年 11 月の公開のための合意の適用対象を明確化するための様々なアプローチを検討した。専門委員会は最終的に本 EITF の適用対象について結論に達しなかったものの、連結 CFE の金融資産および金融負債が他の米国 GAAP の下において公正価値で会計処理されている場合(例えば、当該事業体が CFE の金融資産および金融負債について公正価値オプションを選択している場合)に、報告事業体が CFE 測定ガイダンスを ASC 820³の公正価値測定ガイダンスの適用に係る実行可能性上の任意の例外として取り扱うという代替的なアプローチを検討した。専門委員会は、2014 年 6 月の会合において引き続きこのアプローチを検討することを決定した。

要約: 今回の会合において、専門委員会は、連結 CFE の全ての金融資産および金融負債が他の米国 GAAP の下にお

¹ 専門委員会の 2014 年 5 月 23 日付け [Issue Summary 第 1 号](#)、[Supplement 第 5 号](#) は次のように述べている。CFE の定義は、「金融資産を保有し、それらの金融資産に対する受益持分を発行し、保有するエクイティが名目的なものにすぎない変動持分事業体、というものである。受益持分は、CFE の関連金融資産に対するリコースを有しており、金融負債に区分される。CFE は、CFE によって資産として保有されている基礎となる負債性商品に対して債務者が債務不履行に陥った結果として、または CFE によって資産として保有されている負債性商品を再編する目的で、一時的に非金融資産を保有し得る」。専門委員会は、6 月の会合でこの定義を増強する改訂を行った。

² 専門委員会の 2014 年 3 月 13 日の会合の [議事録](#) は、差異は、
「a CFE の資産ではなく、CFE の負債の出口価格に内在した流動性割引
b CFE の資産のデュレーションと CFE の負債のデュレーション間の差異
c 同一でなかった資産と負債の主要市場
のいずれか一つの原因で生じ得る。」
と述べている。

³ FASB 会計基準コーディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの「[FASB 会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題](#)」を参照。

いて純利益を通じて公正価値で測定される場合(例えば、当該事業体が CFE の全ての金融資産および金融負債について公正価値オプションを選択している場合)に、当該 CFE を連結する事業体に対して、ASC 820 の公正価値測定ガイダンスの適用に係る実行可能性上の任意の例外扱いを提供するという最終合意に達した。専門委員会はまた、以下の結論に達した。

- (1)原価で測定される金融商品の帳簿価額が公正価値と近似し、かつ(2)当該金融商品が CFE の事業から発生したものである限り、CFE は当該金融商品を保有することができる(例えば、現金およびその他の買掛金または売掛金)⁴。
- CFE の金融負債が当該 CFE の資産以外の対象へのリコースを有している場合(例えば、報告事業体が CFE の受益持分を保証している場合)、当該 CFE は実行可能性上の例外扱いに対する資格を持たない。

実行可能性上の例外扱いが選択された場合、報告事業体は、金融資産の公正価値および金融負債の公正価値のうち、より観察可能な方を使用して、CFE の金融資産および金融負債の両方を測定することが可能となり、実質的に測定の違いが排除されることになる。この代替的な測定がどのように機能するかに関する詳細については、デロイトの 2013 年 11 月の EITF Snapshot を参照のこと。

専門委員会はまた、実行可能性上の例外扱いに関して以下の結論に達した。

- CFE ごとに利用できる。
- CFE の最初の連結時(または報告事業体によるこの最終合意の採用に関連する移行時)に選択しなければならない。
- 最初の連結後に、CFE の全ての金融資産が純利益を通じて公正価値で測定されるという条件が満たされなくなった場合(例えば、後に報告事業体が、CFE の金融資産を、その他の包括利益または償却原価を通じて公正価値で測定する方法に移行した場合)、適用は認められなくなる。

報告事業体は、(1)CFE の金融資産および金融負債のどちらについても、ASC 820 により要求される公正価値測定の情報を開示し、また(2)実行可能性上の例外扱いを選択したことを開示する。

報告事業体は、実行可能性上の例外扱いを選択しなかった場合、(1)CFE の金融資産および金融負債の公正価値に当初存在した差異、ならびに(2)CFE の金融資産および金融負債の公正価値におけるその後の全ての変動を純利益(親会社に帰属)に計上する。

発効日および移行: FASB が本 EITF のガイダンスを承認した場合、公開事業体については 2015 年 12 月 16 日以降に開始する報告期間(期中期間を含む)に対して本ガイダンスが発効する。それ以外の全ての事業体については、2015 年 12 月 16 日以降に開始する年次報告期間ならびにその後の期中期間および年次期間に対して発効する。早期適用は認められる。事業体は、修正遡及アプローチ(すなわち、採用した年次期間の期首現在で累積的影響額の修正を計上する方法)または完全遡及アプローチのいずれかを用いることにより、本ガイダンスを適用する選択肢を有する。さらに、移行時には、代替的測定を連結 CFE に適用することを望む事業体は、CFE の全ての金融資産および金融負債について公正価値オプションを選択することができる。

次のステップ: FASB は 2014 年 7 月に承認する見通しであり、その後、ASU が公表される。

EITF13-F 担保権の行使 (foreclosure) に伴う特定の政府保証住宅モーゲージ・ローン (certain government-guaranteed residential mortgage loans) の分類

現状: 最終合意

対象: 住宅用不動産を担保とする政府保証付きモーゲージ・ローンを保有する事業体

背景: 政府事業体によって保証されたモーゲージ・ローンは、住宅所有者(すなわち、「借り手」)が返済を続けられなくなることによって生じる損害から、債権者(すなわち、「保有者」)を保護する。米国では、承認された貸し手がオリジネイトしたローンは、米国住宅・都市開発省 (HUD) の連邦住宅局 (FHA) などの米国政府機関によって保証される。米国 GAAP において、銀行等の貸出事業体は、「実質的に債権者による占有回復 (repossession) または担保権の行使 (foreclosure) である、すなわち、債権者が債務者の不動産を物理的に占有するトラブルド・デット・リ

⁴さらに、CFE は、一時的に非金融資産(例えば、その他保有不動産)を保有することを引き続き認められる。

ストラクチャリング」について、受領した不動産を当初公正価値から売却コストを差し引いた金額で記録することにより、また当該担保権の行使された不動産を売却目的で保有する場合には、これをそれ以降公正価値から売却コストを差し引いた金額で測定することにより、会計処理しなければならない⁵。しかし、債権者が政府事業体によって保証されたモーゲージ・ローンを再分類すべきか否か（もしくは、どの時点で再分類すべきか）、モーゲージ・ローンをどこに再分類すべきか、またはどのように測定すべきかについて、明確な米国 GAAP のガイダンスは存在しない。したがって、実務の多様性が生じている。不動産に対して担保権を行使する事業体の中には、モーゲージ・ローンを政府事業体に対する債権に再分類しているところもあれば、OREO に再分類しているところもある。どちらのケースにおいても、事業体は一般に、資産（債権または OREO のいずれか）を、政府事業体保証の全額で測定している。

要約: 今回の会合において、専門委員会は、当初の公開のための合意の公開草案に関して受け取ったコメントレーターを検討した結果、ローンから分離できない政府保証を含み、かつ債権者が、不動産を保証人に譲渡することにより、保証に基づき固定金額または確定可能な金額を回収する意図および能力を持つ全てのローン（住宅用不動産および商業用不動産）へと、本 EITF の適用対象を拡大するという最終合意に達した。すなわち、上限のある政府保証（すなわち、部分的保証）を含むローンについては、政府機関から受け取る金額が固定的または確定可能な場合、当該ローンに関連して担保権が行使されたいかなる不動産も、このガイダンスの適用対象となる。

さらに専門委員会は、本 EITF の適用対象となるローンに関して、債権者は担保権を行使した場合、モーゲージ・ローンを、ローンとは別個のその他の債権として再分類した上で、政府保証から受け取ることが見込まれる固定金額または確定可能な金額で当該債権を測定すべきであるという最終合意に達した。専門委員会はまた、本 EITF に基づいて要求される新たな開示はないことを確認した。

発効日および移行: FASB が本 EITF のガイダンスを承認した場合、公開事業体については 2014 年 12 月 16 日以降に開始する報告期間（期中期間を含む）に対して本ガイダンスが発効する。それ以外の全ての事業体については、2014 年 12 月 16 日以降に開始する年次報告期間ならびにその後の期中期間および年次期間に対して発効する。報告事業体がすでに ASU 2014-04⁶ を採用している場合は、早期適用が認められる。さらに、全ての事業体は、ASU 2014-04 を採用するときに適用するものと同じ移行方法（すなわち、修正遡及アプローチまたは遡及アプローチのいずれか）を用いることにより本ガイダンスを採用しなければならない。

次のステップ: FASB は 2014 年 7 月に承認する見通しであり、その後、ASU が公表される。

EITF13-G 株式の形態で発行されたハイブリッド金融商品に含まれる主契約が負債と自己資本のいずれにより類似しているかの判断

現状: 再審議中

対象: 株式の形態で発行されたハイブリッド金融商品を発行・保有する事業体

背景: 組込デリバティブの分析を実施する際に、組込特性を有する金融商品の主契約が、負債と自己資本のいずれにより類似しているかという評価を行うに当たり、事業体は一般に ASC 815-10-S99-3 における SEC スタッフのガイダンスを考慮する⁷。当該ガイダンスにより、主契約の性質を判定するための 2 種類の一般に認められた方法、すなわち「商品全体 (whole instrument)」⁸アプローチ、および「カメレオン」⁹アプローチに導かれる。事業体が商品全体アプローチとカメレオン・アプローチのいずれを利用するかは、組込特性が主契約に明確かつ密接に関連しているとみなされるかどうかに影響を及ぼす可能性がある。組込特性が主契約に明確かつ密接に関連していないと判断された場合には、一定のその他の条件が満たされる場合には、組込特性を分割処理し、デリバティブとして会計処理することが必要となる可能性がある¹⁰。事業体は会計方針の選択としていずれのアプローチを用いるかを選択することができ、また商品全体アプローチの下では様々な解釈があるため、実務における差異が存在する。本 EITF は、この実務における差異に対処するために専門委員会の議題に追加された。

⁵ ASC 310-40-40-6 参照

⁶ FASB 会計基準アップデート第 2014-04 号「担保権の行使時における、住宅用不動産を担保とする消費者モーゲージ・ローンの再分類」

⁷ ASC 815-10-S99-3 において SEC スタッフは、主契約が負債と自己資本のいずれにより類似しているかという評価を行う際には、株式の形態で発行されたハイブリッド商品の全ての「明示または黙示の実質的条件および特性」を考慮しなければならないというポジションを表明している。ただし、SEC スタッフはまた、一部の登録企業の会計方針においては、評価対象の個々の組込デリバティブに関連する条件および特性が、その組込デリバティブの主契約の性質の判断から除外されていることを認めている。

⁸ 商品全体アプローチの下では、事業体は分割処理のために分析される組込特性を含む、ハイブリッド商品の全ての明示または黙示の実質的条件および特性を考慮することによって主契約の性質の判断を行う。商品全体アプローチを用いて、複数の組込特性を有するハイブリッド商品を分析する場合には、個々の組込特性が個別に分析される際に、主契約の性質が変わるべきではない。

⁹ カメレオン・アプローチの下では、事業体は分割処理のための分析対象となる特定の組込特性を除く、ハイブリッド商品の全ての明示または黙示の実質的条件および特性を考慮することによって主契約の性質の判断を行う。カメレオン・アプローチを用いて、複数の組込特性を有するハイブリッド商品を分析する場合には、個々の組込特性が個別に分析される際に、主契約の性質が変わってもよい。

¹⁰ ASC 815-15-25-1 の下で、組込特性は、ASC 815 のいずれの適用範囲除外も適用されず、かつ(1)組込デリバティブが明確かつ密接に主契約とは関連しておらず、(2)ハイブリッド商品を公正価値で計上してその変動を純利益において認識する会計処理がなされておらず、かつ(3)組込デリバティブと同一の条件の個別の商品がデリバティブ商品の定義を満たす場合に、分割処理され、デリバティブとして会計処理される。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、本 EITF の適用対象となる商品を有する事業者が、株式の形態で発行されるハイブリッド金融商品における主契約の性質の判断に当たって、商品全体アプローチの適用を要求される(カメレオン・アプローチはもはや認められない)、という専門委員会が前回到達した公開のための合意を、報告事業者が適用するのに役立つ導入ガイダンスを提供すべきか否か、およびそうすべき場合の提供方法について検討した。専門委員会は、以下を含むいくつかの選択肢を検討した。

- 主契約の性質を判断する方法に関する導入ガイダンスを提供し、そのガイダンスでは、(1)その金融商品の特性、(2)個々の特性が負債または自己資本に類似している程度、および(3)その金融商品について予想される結果(例えば、発行体は、株式発行または資産譲渡のいずれによってその金融商品を決済する予定であるか)、を中心に取り上げる。
- 「投資家が、固定価格による非偶発的な償還請求の選択権を有する場合、主契約は負債に類似していると判断される」という反論可能な推定を確立する。
- 「追加的な導入ガイダンスを提供することなく、専門委員会の当初の公開のための合意」¹¹を再確認する。

大多数の専門委員会は最初の選択肢を支持した。しかしながら、専門委員会は導入ガイダンスの具体的な内容について合意に達することができなかった。

発効日および移行: 専門委員会は、本 EITF の発効日または移行の選択肢を検討しなかった。発効日および移行は、専門委員会の 2014 年 9 月 18 日の会合において検討される見通しである。

次のステップ: 専門委員会は、2014 年 9 月 18 日の会合にて本 EITF の審議を継続する。

事務的事項

専門委員会の次回会合は 2014 年 9 月 18 日に予定されている。前回会合で議論され、公開のための合意に達した EITF 12-F「特定の状況における新たな会計ベース(プッシュダウン)の認識」に関するコメントの期限は 2014 年 7 月 31 日である。

¹¹ 専門委員会の 2014 年 5 月 29 日付け Issue Summary 第 1 号、Supplement 第 2 号から引用。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する EITF Snapshot およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下の事項に関して毎月提示するウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンスとリスク
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧のうえ、Dbriefs にご登録ください。www.deloitte.com/us/dbriefs

今後予定されている以下の Dbriefs ウェブキャストへの登録が可能です。下記のリンクより今すぐご登録ください。

- [Quarterly Accounting Roundup: 重要な動向のアップデート](#) (6月25日午後2時(東部標準時))
- [カーブアウト財務諸表に関する税務上の留意事項: 複雑さの解明](#) (6月30日午後2時(東部標準時))

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計およびSECマニュアルならびにその他の会計およびSECの解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SECの資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト <http://www.deloitte.com/us/techlibrary> をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国GAAPに重点を置いた出版物を提供する新たな無料のウェブサイト「[US GAAP Plus](#)」もご覧下さい。FASBの活動に関する記事やFASB会計基準コディフィケーション™のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,600名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種にわたる上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。本資料は、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームあるいはそれぞれの関連事業体(総称して“デロイトネットワーク”)の社員・職員のための、内部限りの資料です。その趣旨に反して、本資料を利用して生じることのある損失等に対し、デロイトネットワークの社員・職員の責任に帰するものではありません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited